

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「経済農政局」の次に「、区役所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

常任委員会の所管に区役所を明示するため、条例の一部を改正しようとするものであります。